

# 毛呂山町の就学援助制度のご案内

(令和5年8月～令和6年7月分)

毛呂山町では家庭の事情（経済的理由など）に応じて、小・中学生の給食費、学用品費、修学旅行費、校外活動費などの一部を援助する制度を設けています。

## 1. 就学援助を受けることができる方

毛呂山町に住民登録があり、毛呂山町立小・中学校に通学している児童生徒の保護者のうち、次の①～⑧の要件のいずれかひとつに該当する場合で、就学援助が必要と認められる（認定を受けた）方

要件	申請に必要な証明書類
① 生活保護の廃止・停止を受けたが、なお経済的に困っている方	生活保護 停止・廃止決定通知書
② 個人の事業税の減免を受けている方	減免承認決定通知書
③ 町民税が非課税であるか、又は減免の適用を受けている方	令和5年1月1日現在 ① 毛呂山町に住民登録があった方 → 不要 ② 毛呂山町に住民登録がなかった方 → 前住所地の非課税証明もしくは減免決定通知書が必要
④ 固定資産税の減免を受けている方	町税減免通知書
⑤ 国民年金保険料又は国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている方	国民年金保険料免除申請承認通知書 国民健康保険税減免承認決定通知書等
⑥ 児童扶養手当の支給を受けている方	児童扶養手当証書
⑦ 生活福祉資金貸付制度の貸付けを受けている方	生活福祉資金貸付決定通知書
⑧ ①～⑦には該当しないが、失業や病気、災害など特別な事情により経済的に困っている方	根拠となる資料の提出をお願いする場合があります

※証明書類は、保護者と生計を一にする世帯全員分が必要です

## 2. 申請手続きについて

- ◆申請場所 毛呂山町教育委員会学校教育課（毛呂山町役場5階）窓口へ持参または郵送
- ◆認定期間 8月1日を基準日として1年間（8月1日～翌7月31日）
- ◆受付期間 申請は随時受け付けします（認定は申請日の属する月の翌月から）
- ◆申請に必要なもの
  - (1) 毛呂山町就学援助支給申請書
  - (2) 「1. 就学援助を受けることができる方」に記載されている要件①～⑧に応じた証明書類のコピー
  - (3) 振込先の保護者様名義の口座がわかる通帳のコピー（今まで就学援助を受けており、振込先を変更しない場合は不要です）
  - (4) マイナンバー（個人番号）のわかるもの（マイナンバーカード又は通知カード）
  - (5) マイナンバーカードをお持ちでない場合は、運転免許証などの官公署発行の顔写真付証明書1点顔写真なしの場合は健康保険証や年金手帳など2点

3. 支給額・支給時期について ※年度途中で認定された場合は支給される金額が年額と異なります

【令和6年度金額】

支給項目	小学生	中学生	支給方法等
学校給食費	実際にかかった金額		毎月
学用品費	11,630円/年 969円/月 (3月のみ971円)	22,730円/年 1,894円/月 (3月のみ1,896円)	3期に分けて支給 8月(4~7月分) 1月(8~12月分) 4月(1~3月分)
通学用品費	2,270円/年 189円/月(3月のみ191円) ※入学準備金又は新入学用品費を支給した1年生には支給されません		
校外活動費 (宿泊なし)	1,600円以内 または実際にかかった金額	2,310円以内 または実際にかかった金額	実施後次期の支給日
校外活動費 (宿泊あり)	3,690円以内 または実際にかかった金額	6,210円以内 または実際にかかった金額	
修学旅行費	22,690円以内(6年生) または実際にかかった金額	60,910円以内(2年生) または実際にかかった金額	実施後
入学準備金	57,060円(新入学児童)	63,000円(新入学生徒)	3月
新入学用品費 ※入学準備金の支給を受けた場合は支給されません			4月
医療費	実際にかかった金額 ※学校保健法で定められた疾病に限る		随時 町から医療機関へ支払い
日本スポーツ振興センター共済掛金	460円/年		5月 町からセンターへ支払い

4. 認定について

- ◆認定は世帯全員の令和5年度所得(令和4年中収入)の合計額で判断します。税の申告がされていないと審査することができないため、申請書をお預かりすることができません。必ず確定申告や町県民税の申告を済ませてください。(所得がない場合でも、町県民税の申告が必要です)
- ◆認定結果については、審査後に「毛呂山町就学援助費認定(却下)通知書」を保護者様の住所地へ郵送いたします。
- ◆今回就学援助の申請をして認定となった場合、令和6年7月末まで就学援助が受けられますが、8月以降も引き続き就学援助を受けるには、新たに就学援助の申請をし、認定を受ける必要があります。(申請書類等は6月頃に郵送する予定です)
- ◆生活保護受給中の方は、申請は必要ありません(修学旅行費と医療費のみの支給となり、その他の支給項目については、生活保護費により、教育扶助として支給されます)。
- ◆就学援助申請後に、「住所」「連絡先」「世帯構成」「振込先口座」「生活状況」に変更があった場合は、必ず下記までご連絡ください

申請・問合せ先 毛呂山町教育委員会 学校教育課 学務係  
〒350-0493 埼玉県入間郡毛呂山町中央2丁目1番地  
TEL049-295-2112(内線531)